

1. 税理士認証カードの受取りについて

税理士認証カードは、令和7年8月以降、税理士名簿に基づく事務所所在地に一般書留郵便で発送しております。また、令和7年7月以降の新規登録者については、登録月の月末～翌月初を目途に発送いたします。



税理士認証カードがお手元がない場合は、**日本税理士会連合会電子認証課**までお問い合わせをお願いいたします。お問合せ先は、ページ左記の二次元コードをご参照ください（※会員専用ページにリンクします。ページの閲覧にはユーザ名及びパスワードが必要です）。

税理士認証カード（赤色のICカード）



※税理士認証カードは税理士本人を証明するものです。第六世代税理士用電子証明書の申込み、その後の電子署名に使用します。

2. 第六世代税理士用電子証明書について

(1) リモート署名登録を忘れずに！

申込みを行っただけでは第六世代税理士用電子証明書は発行されません。認証局の審査完了後、**税理士認証カード（赤色のICカード）**を使用し、オンライン上で電子証明書の受取り（リモート署名登録）が必要となりますので、忘れずに手続きをお願いいたします。第六世代税理士用電子証明書の発行後は、**税理士認証カード（赤色のICカード）**又は利用登録済みのマイナンバーカードを使用し、電子署名を行うこととなります。

第六世代税理士用電子証明書の発行・使用

電子証明書の申込み



認証局の審査完了



電子証明書の受取り（リモート署名登録）▶発行完了



e-Tax・eLTAXに電子証明書を登録・変更 ▶使用可能



※リモート署名登録後、電子証明書は署名サーバーに保管されます。

(2) 代理送信の前にe-Tax・eLTAXで電子証明書の登録・変更を！

第六世代税理士用電子証明書を電子申告で使用する場合、e-Taxの利用者識別番号又はeLTAXの利用者IDに登録する電子証明書の登録又は変更が必要です。

e-Taxの利用者識別番号又はeLTAXの利用者IDに**第六世代税理士用電子証明書**を登録する必要があります。

（ベンダー各社の申告ソフト等を使用している場合、当該ソフト上での登録が必要となる場合があります。）

※第六世代税理士用電子証明書の発行完了後、**別途、新しい電子証明書（ICカード）は届きませんのでご留意ください**。

※第五世代税理士用電子証明書（紫色のICカード）は有効期間満了に伴い、令和8年4月1日以降、使用できません。